

免許・船検が不要なボートの範囲が拡大されました

国土交通省
日本小型船舶検査機構

平成 15 年 11 月 29 日から免許・船検の不要なボートが次のように変わります。
なお、免許・船検が不要なボートでも、天候やボートの状態、航行のルールなどをユーザー自身で確認して安全航行を心がけましょう。

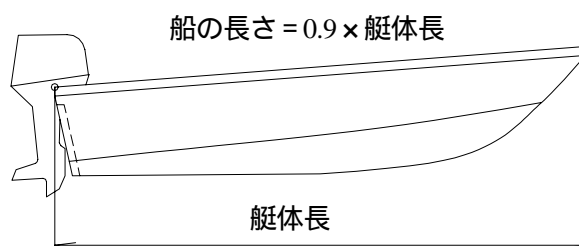
◆ 免許が不要なボート：長さ 3m 未満で、推進機関の出力が 1.5kW 未満のものでプロペラによる人の身体の傷害を防止する構造を有するもの

- *：「プロペラによる人の身体の傷害を防止する構造」とは、次のようなものが該当します。
- 非常停止スイッチ、キルスイッチ、遠心クラッチ、中立ギアなどのプロペラの回転を直ちに停止することができる装置
 - プロペラガード

◆ 船検が不要なボート：長さ 3m 未満で、推進機関の出力が 1.5kW 未満のもの

Q 船外機を搭載するボートなのですが、船の長さは全長ですか？

- A 右の図のような形状のボートの場合、艇体長に 0.9 をかけた数値が、船の長さとなります。
従って、このような形状のボートでは、艇体長 3.33m 未満のボートが「長さ 3m 未満のボート」に該当します。



Q 1.5kW 未満とは、馬力の場合、何馬力未満になるのでしょうか？

- A 1馬力 = 0.7355kW ですので、1.5kW は 2.039 馬力となります。例えば、2馬力の船外機は 1.5kW 未満に該当します。

Q 船外機の出力は、どこを見たらわかりますか？

- A 船外機に貼られているプレート、取扱説明書、カタログなどに「連続最大出力」として表示されています。(わかりにくい場合は、メーカーや船外機を購入した販売店におたずね下さい。)

*：ご不明の点等は、国（地方運輸局）又は最寄の J C I 支部におたずね下さい。